

# 令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

## ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が廃止
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
  - ① 起立不能等であった死亡牛
  - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を  
獣医師が判断

## お願い

- 牛が死亡したら、獣医師の指示を受けてください
- 死亡牛処理整理票には、死亡獣畜処理指示書を添付して  
運搬業者に渡して下さい

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>

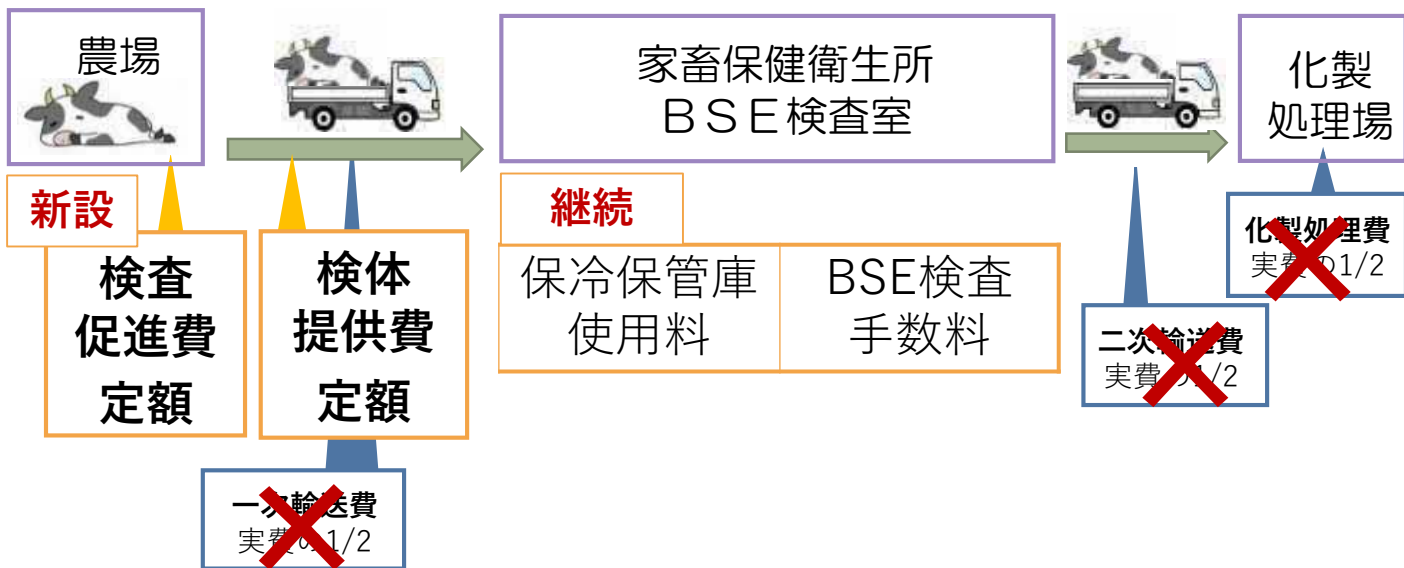


ご不明な点がございましたら、お問い合わせください  
北海道宗谷家畜保健衛生所：電話番号 013634-2-2106

# 死亡牛BSE検査の補助内容が 令和6年4月1日から変わります

## ポイント

- 輸送費に代わり「**検体提供費**」(定額)として補助
- 化製処理費は廃止され、新たに「**検査促進費※**」(定額)を補助  
 ※農場で必要な情報提供を求めるための費用
- BSE検査を実施した死亡牛のみ**補助対象になります



## お願い

- 死亡牛処理整理票**に情報提供を行ったことを確認する欄が追加されますので、チェック願います。
- 当面、旧様式が使用できます。**



# 令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

## ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
  - ① 起立不能等であった死亡牛
  - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、**獣医師が判断**

## お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより**検査の要否を判断**してください
- **死亡獣畜処理指示書に、判断結果と根拠を漏れなくチェック**願います

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください  
北海道宗谷家畜保健衛生所：電話番号 013634-2-2106

特定症状があった牛ですか？

【特定症状】

- i 興奮しやすい
- ii 音・光・接触に対する過敏な反応
- iii 群内序列の変化
- iv 搾乳時の持続的な蹴り
- v 頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- vi 扉・柵等の障害物回避困難

はい

① B S E 検査対象

B S E 検査「要」に✓  
「特定症状」に✓

ア a  
別記様式 2

いいえ

以下の疾患を疑った牛ですか？

【7 疾患】

- ・ヒストファルス・ソムニ感染症
- ・リステリア症
- ・大脳皮質壊死症
- ・脳炎
- ・脳脊髄炎
- ・髄膜炎
- ・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

はい

② B S E 検査対象

B S E 検査「要」に✓  
「7 疾患」に✓

ア a  
別記様式 2

いいえ

歩行困難、起立不能を呈していませんか？

はい

以下の疾患を疑った牛ですか？

【8 疾患】

- ・低カルシウム血症
- ・マグネシウム欠乏症
- ・乳熱
- ・末梢神経系腫瘍
- ・閉鎖神経麻痺
- ・大腿神経麻痺
- ・坐骨神経麻痺
- ・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

はい

臨床検査のみで診断しましたか？

はい

③ B S E 検査対象

B S E 検査「要」に✓  
「8 疾患」に✓

ア b

いいえ

いいえ

感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できない場合は検査対象外

下記の症状が進行性に認められていましたか？

【B S E 関連症状】

- ・沈鬱
- ・緊張
- ・目・耳の左右非対称かつ過剰な動き
- ・流涎の増加
- ・鼻を舐める動作の増加
- ・歯ざしり
- ・振戦
- ・過剰な発声
- ・パニック反応
- ・過剰な警戒

はい

④ B S E 検査対象

B S E 検査「要」に✓  
B S E 関連症状に✓

ア c

生化学検査や病理学的検査等により確定診断した場合は検査対象外

別記1号様式

## 死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住 所		氏 名	
		市・町 村			
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日	(又は 年令)	20	年 月 日 (才)
名 号 及び品種	♂・♀・去勢	総 体 重	kg	死亡獣畜の 合計頭数	
個体識別番号	病名 又は 死因	死 亡 年月日	20	年 月 日	区 分 死亡 処分
死亡牛のBSE検査に 関する確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	症状又は疾患	<input type="checkbox"/> 特定症状・ <input type="checkbox"/> 7疾患・ <input checked="" type="checkbox"/> 8疾患・ <input type="checkbox"/> BSE関連症状		
(指示及び特記事項)		(3) 処分			
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)		a 殺処分指示 ( )			
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)					
3 処理に関する指示事項		b 所有者及び業者への指示			
(1) 死体処理先 ( )		(禁放血死・その他 ( ))			
(2) 死体処理方法(解体・その他 ( ))		4 その他 ( )			
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名			
発行年月日 20 年 月 日					

## 死亡獣畜処理指示書の取扱いの留意事項

- この死亡獣畜処理指示書は、畜主又は管理者等の依頼により、発行するものであるが、これら依頼者が、死亡獣畜を処理業者に処理を依頼する場合にのみ発行する。
- 発行番号は、発行獣医師または、診療所単位に年度の通し番号とする。
- 総体重は、一回の指示による死亡獣畜(多頭数を一度に指示できる)の合計推定重量とし、頭数を記入する。ただし、BSE検査対象牛にあっては、一頭ごとに発行する。
- 指示及び特記事項の死体処理方法で、その他とは、解体以外の焼、埋却等を依頼する場合その処理方法を記載する。
- 処分の場合、その場所等処理に関する留意事項を記載する。
- 牛については必ずBSE検査の要否を記入し、検査を要すると判断した牛については、その判断の根拠となる症状又は疾患として、当てはまる項目にレ点を記入すること。症状又は疾患の詳細は、次のとおりとする。

## [ 特定症状 ]

- ① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
  - i 興奮しやすい
  - ii 音、光、接触等に対する過敏な反応
  - iii 群内序列の変化
  - iv 搾乳時の持続的な蹴り
  - v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
  - vi 扉、柵等障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

## [ 7疾患 ]

ヒストフィルス・ソムニ感染症・リステリア症・大脳皮質壊死症・脳炎・脳脊髄炎・髄膜炎・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

## [ 8疾患 ]

低カルシウム血症・マグネシウム欠乏症・乳熱・末梢神経系腫瘍・閉鎖神経麻痺・大腿神経麻痺・坐骨骨

神経麻痺・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

[ B S E 関連症状 ] 治療の効果が期待できない次のいずれかの進行性の行動変化であつて、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因では説明できないもの。

沈鬱・緊張・目・耳の左右非対称かつ過剰な動き・流涎の増加・鼻を舐める動作の増加・歯ざしり・振戦・過剰な発声・パニック反応・過剰な警戒

- 7 獣医師は、依頼を受けた飼養者に対し、手交の他、電子的な手法（F A X 等）により死亡獣畜処理指示書を交付することができる。
- 8 死亡獣畜処理指示書を発行した獣医師は、記載内容の記録を保管し、保健所が行う処理施設等への立ち入り指導、調査に必要な場合は提示すること。

# 令和6年4月1日以降も 旧様式の「死亡獣畜処理指示書」が 使用できます

## 記載方法

### ○ BSE検査対象牛

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住所 市・町・村	氏名
畜種 乳用牛	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)	20 年 月 日 (才)
畜名 号及び品種	び・字・去勢	総体重 kg	死亡 年月日
共済関係 加入・未加入	病名 又は 死因	死亡 年月日	区 死亡 処分
特定臨床症状 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 BSE検査 <input checked="" type="checkbox"/> 要 (96月以上) <input type="checkbox"/> 要 (起立不能等)		死亡 年月日	
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況 (軽度・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限 (未使用・期間中・期間外) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先 ( ) (2) 死体処理方法 (解体・その他 ( ))		(3) 処分 a 最終処分指示 ( ) b 所有者及び業者への指示 (禁放血死・その他 ( )) 4 その他 ( )	
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名	
発行年月日 20 年 月 日			

特定症状の記入欄を二重線で消す  
 上下どちらかの「要」に✓を記入し、( )内は二重線で消す  
 余白に「特定症状・7疾患・8疾患・BSE関連症状」のいずれかを記入する

### ○ BSE検査対象外

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住所 市・町・村	氏名
畜種 乳用牛	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)	20 年 月 日 (才)
畜名 号及び品種	び・字・去勢	総体重 kg	死亡 年月日
共済関係 加入・未加入	病名 又は 死因	死亡 年月日	区 死亡 処分
特定臨床症状 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 BSE検査 <input type="checkbox"/> 要 (96月以上) <input checked="" type="checkbox"/> 要 (起立不能等)		死亡 年月日	
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況 (軽度・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限 (未使用・期間中・期間外) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先 ( ) (2) 死体処理方法 (解体・その他 ( ))		(3) 処分 a 最終処分指示 ( ) b 所有者及び業者への指示 (禁放血死・その他 ( )) 4 その他 ( )	
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名	
発行年月日 20 年 月 日			

「否」に✓を記入

# 大規模所有者の皆様へ

**家畜伝染病予防法施行規則が改正され、  
大規模所有者は、畜舎ごとに飼養衛生管理者  
を選任する必要があります!!**



- 対象となる大規模所有者は下記の表のとおり。
- 原則、一つの畜舎に対し、飼養衛生管理者1名を選任が必要です。
- やむを得ず、1名が複数畜舎の飼養衛生管理者に選任する必要がある場合、管理する畜舎で飼養される家畜の合計数に上限がありますので、下記の表の範囲となるようお願いします。

家畜種	月齢	大規模所有者の 規定頭羽数	1名が複数畜舎 の飼養衛生管理 者になる場合の 頭羽数の範囲
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛 (肥育・育成を除く)	満24月以上	200頭以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種以外の牛 (肥育・育成)	満4月以上 満24月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
乳用種の雄牛・交雑種 (肥育・育成を除く)	満17月以上	200頭以上	200頭まで
乳用種の雄牛・交雑種 (肥育・育成)	満4月以上 満17月未満	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし	—	3,000頭以上	3,000頭まで
豚、いのしし(肥育)	満10月未満		1万頭まで
鶏、うずら	—	10万羽以上	10万羽まで
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、 七面鳥	—	1万羽以上	1万羽まで
めん羊、山羊、鹿	—	3,000頭以上	3,000頭まで



**具体的な選任の方法は次のページ**

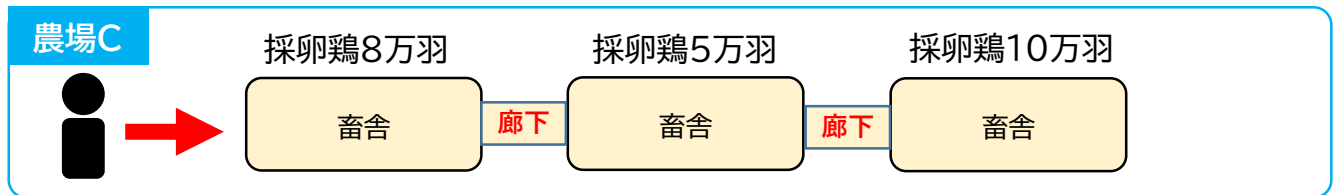
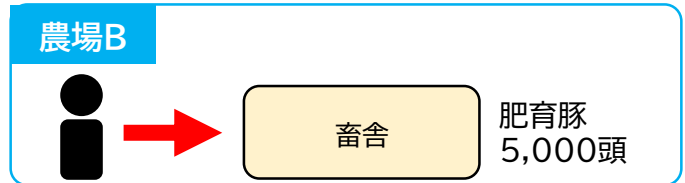
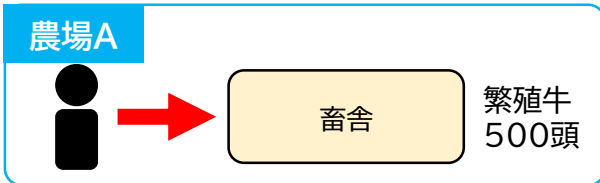




# 大規模所有者における飼養衛生管理者の具体的な選任例

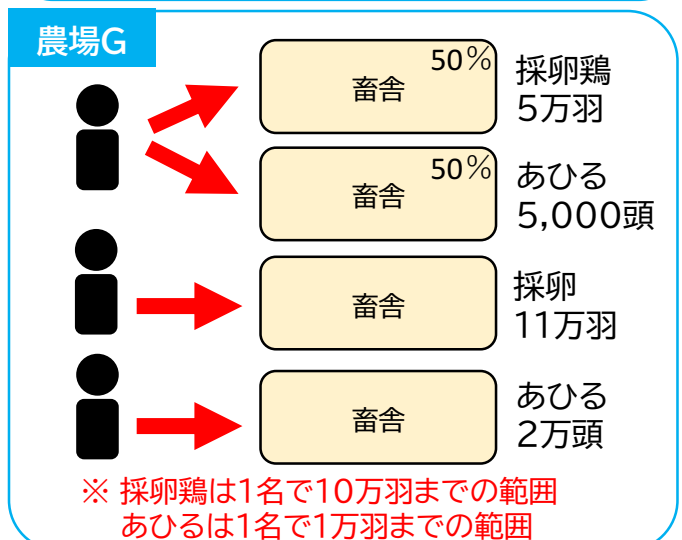
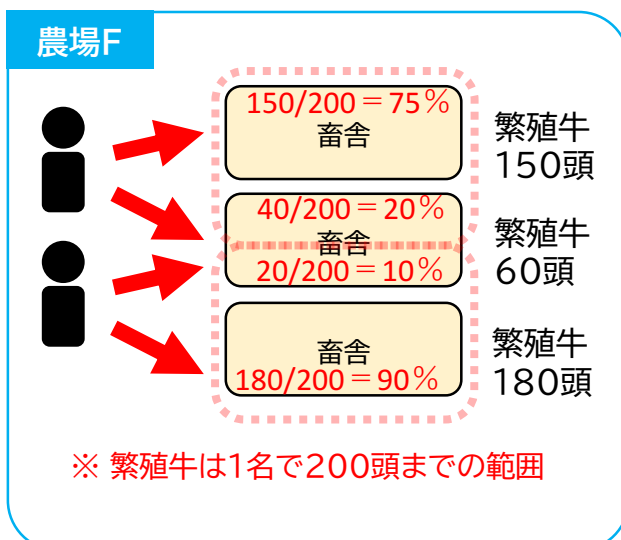
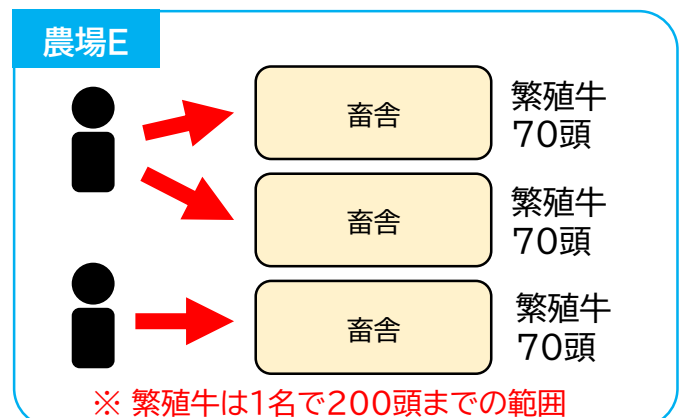
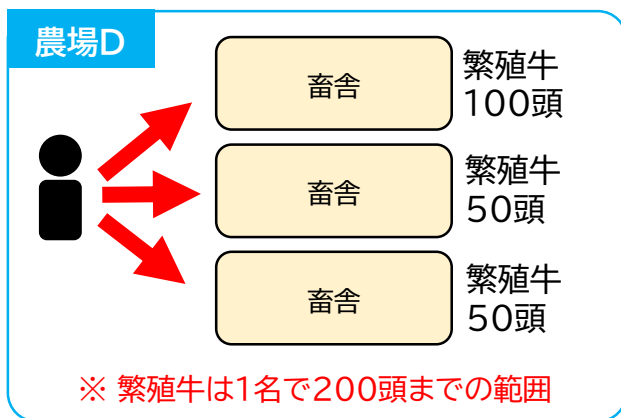
## 1. 1名が一つの畜舎の飼養衛生管理者となる場合

- 当該畜舎で飼養されている家畜の飼養頭羽数に上限は無し
- 廊下などで畜舎がつながっている場合は一つの畜舎と判断可能



## 2. 1名が複数の畜舎で飼養衛生管理者となる場合

- 複数の畜舎で飼養されている家畜の合計頭羽数が規定の範囲内であること
- これを超える場合には、追加で飼養衛生管理者を選任すること
- 1畜舎で複数名の管理者がいる場合、充足率で判断(家畜種が異なる場合も同様)
- 飼養衛生管理者については、役職、出勤体制、国籍等は問わない。





# 令和7年2月からの定期報告等の手続き※ について、電子申請が可能となります。

※ 令和6年度から電子申請が可能となる手続き

- ・ 令和7年2月～ **定期の報告**（全家畜の所有者）のほか
- ・ 令和6年10月～ **家さんの自己点検**（家さんの所有者）
- ・ 令和7年5月～ **豚等の自己点検**（豚等の所有者）

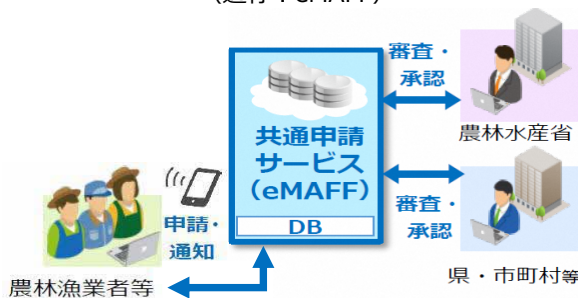
- ・ 電子申請は必須ではありません。
- ・ 従前の形態での報告方法は継続されます。
- ・ 電子申請システムの具体的な内容については、令和6年5月～9月に農林水産省が生産者向けの説明会（web配信有り）を行います。

“電子申請を行う場合は”、**eMAFF IDの取得**が必要となります。

【eMAFF ID取得の流れは右のQRコードへ】



農林水産省共通申請サービス  
(通称：eMAFF)



eMAFFに関するお問合せ先 → <https://e.maff.go.jp/Inquiry>

システムに関するお問合せ先 → 令和6年4月以降、農林水産省に専用のコールセンターが設置されます。

# 家畜の導入計画

宗谷家畜保健衛生所長 様

住所

氏名

令和 年度の導入計画を提出しますので、着地検査の実施及び隔離飼養等の指導をお願いします。

(輸入家畜)

導入予定月	種類	頭羽数	導入元	導入予定場所	備考

(移入家畜)

導入予定月	種類	頭羽数	導入元	導入予定場所	備考

## 移入家畜導入計画書

令和 年 月 日

宗谷家畜保健衛生所長 様

申請者

住所・氏名

## 移入家畜の導入計画について

このことについて、次のとおり家畜の移入をすることとしておりますので、着地検査の実施及び隔離飼育等の指導をお願いします。

記

種類	生産地
導入予定頭数	導入予定年月日
隔離飼養施設名	施設の所在地
施設の所有者	選任管理予定者
施設の面積	施設の収容可能頭羽数
飼育方法	同居家畜のある場合はその種類と頭羽数
その他参考事項	

## 飼養衛生管理の自己点検結果について（様式例）

【令和 年 月点検分】

宗谷家畜保健衛生所 宛て

豚・いのししを1頭以上飼養農場が  
年に4回報告する様式

農場名（所有者氏名）：

連絡先：

（2月、5月、8月、11月）時点における、衛生管理の自己点検結果を報告します。

項目	点検内容	点検結果
15	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等を実施している	
16	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置し、使用している	
17	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等を実施している	
25	育舎に立ち入る者の手指消毒等を実施している	
26	畜舎ごとの専用の衣服及び靴を設置し、使用している	
28	豚等の畜舎間の移動等について野外での感染を防ぐために、台車の使用や消毒を徹底している	
32	衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	

## ※作成上の注意

- 自己点検は、2月、5月、8月、11月に実施し、自己点検後は、当該月の末日までに家畜保健衛生所に提出する。
- 点検結果の欄には、遵守している場合は「○」、改善がある場合「×」を記入する。
- 項目番号及び点検内容は、飼養衛生管理基準に規定に基づく。

宗谷家畜保健衛生所 F A X : 0 1 6 3 4 - 2 - 4 3 4 0

# 健康確認のための検査依頼票

●検査目的(該当□に印をしてください)

- 市場上場牛、庭先販売 (移動予定月日: 月 日)
- 入牧前の健康確認検査 (移動予定月日: 月 日)
- 種雄候補牛の衛生検査 (移動予定月日: 月 日)
- 導入家畜の健康確認検査
- その他 (目的の詳細: )

●対象疾病及び検査方法(該当□に印をしてください)

対象疾病	検査項目
ヨーネ病	<input type="checkbox"/> 抗体検査 → 自主検査申請 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 糞便培養検査 <input type="checkbox"/> 遺伝子検査 (リアルタイム PCR) <input type="checkbox"/> その他 ( )
牛伝染性リンパ腫 (BLV 検査)	<input type="checkbox"/> 抗体検査 <input type="checkbox"/> 遺伝子検査 (PCR) <input type="checkbox"/> その他 ( )
ブルセラ症	<input type="checkbox"/> 抗体検査
結核	<input type="checkbox"/> 頸部ツベルクリン皮内反応
牛ウイルス性下痢 (BVD 検査)	<input type="checkbox"/> 遺伝子検査 (PCR) <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	*具体的な対象疾病名と検査項目を記入してください

\*自主検査とは、(社)全国家畜畜産物衛生指導協会が「自主的に行うヨーネ病検査の促進」を目的として実施している事業です。本事業への申請予定について該当□に印をしてください。

●証明書必要の有無  有  無

●採材年月日・検体数・採材年月日

採材年月日 : 令和 年 月 日

血清 ( ) 検体、血液 ( ) 検体、糞便 ( ) 検体

その他: \_\_\_\_\_ ( ) 検体

●申請者

所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

●依頼者

所属 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_

●採血獣医師

所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

●名簿 登記簿や血統登録のコピー 又は 検体名簿等添付が有る場合は省略可

番号	個体識別番号	品種	生年月日	飼養者 (市町村・氏名)
1		ホル・黒		
2		ホル・黒		
3		ホル・黒		
4		ホル・黒		
5		ホル・黒		

# 病性鑑定依頼票（疾病原因検索）

●依頼者所属

NOSAI 道央統括センター 宗谷支所（ 北部 / 中部 / 南部 ）、留萌支所（北部）

開業（ ）

その他（ ）

●担当獣医師氏名

●飼養者住所 **地区名まで記入して下さい。**

●飼養者氏名

市 町 村

●検査目的と検査項目（該当□に印をしてください）

検査目的	検査項目（カッコ内：項目詳細を記入して下さい）
<input type="checkbox"/> 牛伝染性 リンパ腫の疑い	<input type="checkbox"/> 抗体検査 <input type="checkbox"/> 百分比 <input type="checkbox"/> 白血球数 <input type="checkbox"/> 遺伝子検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 牛ウイルス性 下痢の疑い	<input type="checkbox"/> 遺伝子検査
<input type="checkbox"/> 呼吸器病原因 検索	<input type="checkbox"/> 細菌検査（ ） <input type="checkbox"/> マイコプラズマ検査 <input type="checkbox"/> ウイルス検査（ ） <input type="checkbox"/> 肺虫検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 下痢原因検索	<input type="checkbox"/> 細菌検査（ ） <input type="checkbox"/> ウイルス検査（ ） <input type="checkbox"/> 内部寄生虫検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 異常産原因検索	<input type="checkbox"/> 胎子・胎盤による検査 （細菌検査、ウイルス検査、病理組織等） <input type="checkbox"/> 抗体検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 死亡原因	<input type="checkbox"/> 総合的疾患原因検索 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	

●検査材料・検体数・採材年月日

採材年月日（令和 年 月 日）

血清（ ）検体、 血液（ ）検体、 糞 便（ ）検体

鼻汁（ ）検体、 胎子（ ）検体、 生/死体（ ）検体

その他（ ）

●検体情報 **カルテのコピー** 又は **検体の名簿** 等を添付して下さい。

●依頼の経過（症状、発症月日及び経緯、治療歴、ワクチン接種歴、過去の発生歴等）

## 病性検定依頼時の留意点

### 1 病性検定の材料及び採材について

各検体は採材後できるだけ早く冷蔵保存・送付してください。

冬期間も凍結を避けるため冷蔵保存・送付をお願いします。

血清・血液は採血管に1ml以上採材してください。

検査材料の量不足や劣化等で検査不可能となった場合、追加採材や検査不適となる場合があります。

### 2 各検査の材料および留意点（☆：当所で主に行っている健康検査方法）

検査目的	搬入材料	検査方法・項目	留意点
疾病別	血清	☆抗体検査	検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：糞便による遺伝子検査） ※抗体陽性となった場合：糞便による遺伝子検査
			糞便
	糞便	☆細菌培養	糞便は <b>ピンポン玉大以上の量</b> を直検手袋で採材してください 発症を疑う場合をお願いしたいこと ・迅速な診断のため、材料は <u>速やかに</u> 当所へ搬入してください ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう、飼養者へ指導してください
	血清	☆抗体検査	健康検査はスワブ1本で検査可能です 発症疑いの場合、糞便は <b>ピンポン玉大以上の量</b> を直検手袋で採材してください
	・血液 ・血液塗抹標本	遺伝子検査 白血球数 白血球百分比	検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：血液による遺伝子検査） 血液は時間経過による劣化で白血球像の観察が困難となります。採材翌日以降に当所に到着する場合、採材当日に <b>血液塗抹標本を作成し、メタノール固定したスライドガラスを血液と併せて送付してください</b> 作成した標本に牛の個体識別番号等の記入をお願いします
牛ウイルス性下痢（BVD）	血液 血清	☆遺伝子検査 ウイルス分離 抗体検査	6ヶ月齢未満の場合は、血液（全血） 6ヶ月齢以上の場合は、血清が必要です



検査目的	搬入材料	検査方法・項目	留意点	
原因検索	呼吸器病	鼻汁 スワブ	細菌学的検査 マイコプラズマ検査 ウイルス学的検査	集団発生の場合は複数頭を採材してください 発症牛1頭につきスワブ3本以上（ウイルス検査、細菌検査、マイコプラズマ検査）採材し、綿球部分は乾燥しないように滅菌水または滅菌生食に浸漬してください
		血清	抗体検査	発症時及びその約3週間後の計2回、同じ牛から採材してください
		糞便	肺虫検査	糞便は <b>ピンポン玉大以上の量</b> を直検手袋で採材してください
	下痢	糞便	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査	糞便は <b>ピンポン玉大以上の量</b> を直検手袋で採材してください
		血清	抗体検査	発症時及びその約3週間後の計2回、同じ牛から採材してください
	異常産	胎子 胎盤 母牛血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査	集団発生の場合は複数頭を採材してください 過去に流産している母牛血清も採材可能な場合は採材してください
	病理組織	臓器	病理組織学的検査	依頼内容について、事前に当所担当者に電話連絡してください。検体を浸漬したホルマリン液を送付する場合、液漏れに注意してください。

### 3 検査依頼時に必要な事項

#### (1) 検査材料

検査材料の容器には、以下の項目を記載してください。

- ア 飼養者の市町村名と氏名
- イ 採材年月日
- ウ 検体情報（個体識別番号や名号、必要に応じて検体の内容等）

#### (2) 依頼内容の詳細

- ア 疾病原因検索の場合  
「病性鑑定依頼票（疾病原因検索）」に記載の上、検体・疫学情報、診療経過等の詳細（カルテのコピー等）を検査材料に添付してください。
- イ 健康確認検査の場合  
「健康確認のための検査依頼票」に記載の上、子牛登記又は血統登録書のコピー等を検査材料に添付してください。

#### (3) 検査項目について

目的とする検査項目や必要な検体の種類について不明な場合は、いつでもご相談下さい。

また、検査依頼に迅速に対応できるよう準備が必要なため、検査依頼内容について事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 令和6年度使用料・手数料単価一覧（改定案）

施行予定月日：令和6年4月1日

○ 北海道農政部手数料条例  
（薬機法関係）

項目	旧	新
動物用医薬品販売業許可申請手数料	28,070	28,290
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,390	11,610
動物用医薬品販売業許可証等書換交付手数料	2,820	2,820
動物用医薬品販売業許可証等再交付申請書	3,950	3,950
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,480	8,480
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換交付手数料	2,820	2,820
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,950	3,950
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	28,070	28,290
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	11,390	11,610
動物用医薬品販売従事登録手数料	10,890	10,890
動物用医薬品販売従事登録証書換交付手数料	2,820	2,820
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,950	3,950
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	28,070	28,290
動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,390	11,610

## （家畜改良増殖法関係）

項目	旧	新
種畜証明書書換交付手数料	810	1,100
種畜証明書再交付手数料	810	1,100
家畜人工授精師免許申請手数料	2,220	2,250
家畜人工授精師免許証書換交付手数料	1,860	1,890
家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,860	1,890
家畜人工授精所開設許可申請手数料	6,820	7,190
家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料	1,890	1,820
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,890	1,820

## 令和6年度使用料・手数料単価一覧（改定案）

施行予定月日：令和6年4月1日

## ○ 北海道農政部手数料条例

（家畜伝染病予防法関係）

項目	旧	新
家畜等検査手数料（牛の結核病検査）	290	300
家畜等検査手数料（牛のブルセラ病検査）	330	330
家畜等検査手数料（牛のヨーネ病検査）	530	610
家畜等検査手数料（馬の伝染性貧血の検査）	660	660
家畜等検査手数料（馬の伝染性子宮炎の検査（血清））	400	410
家畜等検査手数料（馬の伝染性子宮炎の検査（細菌））	1,810	1,810
家畜等検査手数料（豚のトキソプラズマ病検査）	430	440
家畜等検査手数料（家きんのサルモネラ感染症検査）	60	60
家畜等検査手数料（腐蛆病検査）	170	170
家畜等検査手数料（寄生虫病検査）	280	280
家畜注射手数料（馬の流行性脳炎（基礎免疫））	470	470
家畜注射手数料（馬の流行性脳炎（補強））	340	350
家畜注射手数料（豚の流行性脳炎（基礎免疫又は補強））	410	420
家畜注射手数料（牛のイバラキ病又は牛流行熱予防）	290	300
家畜注射手数料（牛の伝染性鼻気管炎予防）	250	260
家畜注射手数料（牛伝染性下痢症ウイルス予防）	470	480
家畜注射手数料（牛等の炭疽予防）	240	250
家畜注射手数料（牛等の炭疽血清）	1,250	1,260
家畜注射手数料（豚熱予防）	410	350
家畜注射手数料（豚熱予防液の管理）		70
家畜注射手数料（ニューカッスル病予防）	30	30
家畜注射手数料（牛等の気腫疽予防）	240	250
家畜等検査証明書等交付手数料	150	150
家畜検査手数料（牛の伝達性海綿状脳症検査）	7,400	18,000

※新設：豚熱予防液を知事認定獣医師等に接種させる場合の管理に係る手数料

## 令和6年度使用料・手数料単価一覧（改定案）

施行予定月日：令和6年4月1日

## ○ 北海道家畜保健衛生所条例等

（病性検定使用料・手数料）

項目	旧	新
病性検定手数料（病理解剖検査）	4,580	5,950
病性検定手数料（鏡検）	770	780
病性検定手数料（一般培養）	1,120	1,330
病性検定手数料（特殊培養）	3,380	3,400
病性検定手数料（一般血清反応検査）	780	820
病性検定手数料（特殊血清反応検査）	3,070	3,220
病性検定手数料（病理組織学的検査）	2,520	2,950
病性検定手数料（一般理化学的検査）	1,300	1,400
病性検定手数料（特殊理化学的検査）	3,160	3,160
病性検定手数料（特殊遺伝子学的検査）	5,950	6,680
病性検定手数料（解剖を含む総合病性検定）	8,520	10,980
病性検定手数料（解剖を含まない総合病性検定）	7,430	7,670
病性検定手数料（特殊血清・遺伝子学的検査）	4,010	4,400
病性検定手数料（特殊遺伝子・遺伝子学的検査）※		7,340
病性鑑定手数料（証明書）	500	500
病性鑑定手数料（特別診断：100km未満）	5,670	5,790
病性鑑定手数料（特別診断：100km以上）	11,340	11,590
病性鑑定手数料（焼却）	24,550	29,460
器具機械使用料	860	1,040
保冷保管庫使用料	600	1,780

※新設：ヨーネ病検査において、スクリーニング検査にリアルタイムPCRを使用するもの

## 令和6年度(2024年度)牛のヨ-ネ病検査日程

月	受付締切日	検査日
4月	2日(火)	3日(水)
	16日(火)	17日(水)
5月	7日(火)	8日(水)
	21日(火)	22日(水)
6月	4日(火)	5日(水)
	18日(火)	19日(水)
7月	2日(火)	3日(水)
	16日(火)	17日(水)
	30日(火)	31日(水)
8月	13日(火)	14日(水)
	27日(火)	28日(水)
9月	10日(火)	11日(水)
	24日(火)	25日(水)
10月	8日(火)	9日(水)
	22日(火)	23日(水)
11月	5日(火)	6日(水)
	19日(火)	20日(水)
12月	3日(火)	4日(水)
	17日(火)	18日(水)
1月	7日(火)	8日(水)
	21日(火)	22日(水)
2月	4日(火)	5日(水)
	18日(火)	19日(水)
3月	4日(火)	5日(水)
	18日(火)	19日(水)

- ・受付締切日までに検体を家保へ送付して下さい(必着)。
- ・やむなく指定した検査日以外で検査を希望する場合は、速やかに家保へ連絡して下さい。
- ・直前に検査を依頼した場合は、検査できない場合があります。